

## 建築業応援！住宅の修繕・改修助成事業 Q & A

**Q 1** 事業の目的は？

**A 1** 居住環境の向上を図るとともに、建築工事の発注を促進し、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている地域経済の活性化に寄与するものです。

**Q 2** 申請者としての条件は？

**A 2** 琴浦町に住民登録があり、対象住宅に住んでいる者及び世帯全員に町税等の滞納のない方で、住宅改修工事において町の他の補助・助成制度をうけていない方を対象とします。

**Q 3** アパートの浴槽を改修したいが、助成の対象となるか？

**A 3** 賃貸住宅なので助成の対象にはなりません。

**Q 4** 助成金額について教えてほしい

**A 4** 工事費の10%を助成し、上限は10万円です。例えば50万円の工事ならば、助成金は5万円、100万円以上費用がかかる工事でも助成金額は10万円が限度になります。

**Q 5** 助成対象の工事期間は？

**A 5** 令和3年4月1日以降に着工し、令和4年3月31日までに工事完了報告が提出できる工事を対象とします。

**Q 6** エアコンを設置したいが助成の対象となるか？

**A 6** 電気機器のみの設置にかかる簡易工事は対象になりません。あくまでもこの事業は住宅の修繕・改修工事を対象としています。

**Q 7** システムキッチンを取り付け、キッチンパネルも貼り付ける工事を行いたいがこの場合は助成対象になるか？

**A 7** キッチンパネルの張り替え工事も壁の貼り替えと同様なので内部工事に

含まれ助成対象工事になります。

**Q 8** 施工業者は町外業者でも大丈夫か？

**A 8** 琴浦町内業者（法人・個人）が施工する工事に限ります。

**Q 9** 助成金の支払いはどのように行われるのか？

**A 9** 工事が完了次第、実績報告書と請求書を提出していただき、手続き終了後に申請者本人の指定された銀行口座等に助成金を振り込みます。

**Q 10** 家の柱などがシロアリの被害にあった。シロアリ駆除による料金は助成の対象になるか？

**A 10** 駆除を行うだけでは助成の対象外です。ただし、外部工事や内部工事を行う際に付随して行う場合は助成の対象となります。

**Q 11** ボイラーの取り付けを行いたい申請できるか？

**A 11** ボイラーのみの取り付け工事では助成の対象になりません。ただし、ボイラーを取り付ける際に浴槽、風呂場等の工事などに付随して行う場合は助成の対象となります。

**Q 12** 既存の便器を新しい便器と入れ替えたいが申請は可能か？

**A 12** 便器を入れ替えるだけでは助成の対象にはなりません。ただし、トイレの床や壁の取り替えの工事などに付随して行う場合は助成の対象となります。

**Q 13** 申請時に工事費が既に100万円以上かかり、助成金額が満額の10万円であっても、追加工事等で工事費用が上がる場合、変更申請書を提出しなければならないのか？

**A 13** 変更申請書は交付金額に影響がある場合に提出が必要になります。このケースでは助成金額の10万円に影響はありませんので、提出は不要です。しかし、工事費が減額となり助成金額が申請時より下がる場合は、提出が必要となります。

**Q14** 変更申請書はどういった場合に提出すればよいか？

**A14** 当初の助成金額に変更がある場合に提出します。施工期間の延長については提出の必要はありませんが、大幅に延びる場合は連絡をお願いします。